

## 大樹町新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子等補給補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績が悪化した中小企業者が新型コロナウイルス感染症対応融資資金を利用した際に支払った利子及び信用保証料（以下「利子等」という。）の補給措置を特別に講じることにより、当該中小企業者の経営安定化を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱による「中小企業者」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による協同組合又は企業組合若しくは中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）で定める中小企業者で、町内に独立した事業所又は店舗を有している者とする。

(利子等補給の対象者)

**第3条** この要綱による利子等補給の対象者（以下「対象者」という。）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、業績が悪化した中小企業者で、次の各号に掲げる要件を全て備えなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は危機関連保証のいずれかについて、町長の認定を受けた者
- (2) 町税及び町の各種使用料等を滞納していないこと。

(利子等補給の対象資金)

**第4条** 利子等補給の対象資金は、令和2年3月1日から令和3年3月31日までに融資実行された次の各号に該当する資金のうち、新型コロナウイルス感染症対応融資資金とし、運転資金1,000万円を上限とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 大樹町中小企業特別融資制度資金
- (2) 日本政策金融公庫資金
- (3) 北海道中小企業総合振興資金

(利子等補給の額)

**第5条** 利子等補給の額は、次に掲げるとおりとする。ただし、他から利子等に対する補助金等を受けるときは、当該補助金等の額を控除した額とする。

- (1) 利子補給は、融資を受けた日の属する月から5年間（60月）に支払った利子額（延滞利子を除く。）を補給する。
- (2) 信用保証料補給は、融資を受ける際に支払った信用保証料を補給する。

(利子等補給の認定)

**第6条** 利子等の補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する対象資金の融資を受ける前に大樹町商工会を經由して町長に所定の認定申請書類等を提出し、町長の認定を受けなければならない。

2 町長は、申請者から認定申請書類等の提出があった場合には、その内容を審査し、利子等補給金

の対象とすることが適当であると認めるときは、申請者に認定書を交付するものとする。

(利子等補給補助金の交付申請)

**第7条** 前条の規定により利子等補給の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が、利子補給補助金の交付申請を行う場合は、大樹町新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添え、信用保証料補給補助金の交付申請を行う場合は、大樹町新型コロナウイルス感染症対応融資資金信用保証料補給補助金交付申請書（様式第2号）に必要書類を添えて、次に掲げる期日までに町長に提出するものとする。

(1) 利子補給 4月1日から9月30日までの期間に償還を行ったものについては10月10日まで、10月1日から3月31日までの期間に償還を行ったものについては4月10日までとする。

(2) 信用保証料補給 融資実行日から2月を経過する日までとする。

(利子等補給補助金の交付決定)

**第8条** 町長は、認定者から前条による申請があった場合は、内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、大樹町新型コロナウイルス感染症対応融資資金利子（信用保証料）補給補助金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

**第9条** 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利子補給の認定を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 認定及び利子等補給補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。

(3) 利子等補給補助金の交付申請に偽りその他の不正行為があったとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消した場合、利子等補給金の交付を停止し、又は既に交付した利子等補給補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 この要綱に基づく融資資金に係る信用保証料の補給を受けた者が、当該資金の繰上償還等により信用保証協会から信用保証料の返還を受けたときは、その全額を町長に返還しなければならない。

(調査等)

**第10条** 町長は、利子等の補給に関し必要があると認めるときには、認定者又は取扱金融機関等に対し、説明を求めるか、又は書類、帳簿類の閲覧若しくは資料の提出を求めることができる。

(その他)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和2年3月31日から適用する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に交付された補助金に係る第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。